

## 霧島市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

### （目的）

第1条 この要領は、霧島市民が参加又は主催する催し物、その他の各種行事において、参加者等が心肺停止状態に陥ったときに備え、主催する団体に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことで、霧島市民の安全と安心を推進するとともに、救命率の向上に寄与することを目的とする。

### （貸出しの対象行事等）

第2条 AEDの貸出しへは、次のいずれかに該当する行事を行うものとする。

- (1) 霧島市が主催（共催を含む）、後援又は協力する行事
- (2) 霧島市民が主な対象となるスポーツ競技、イベント、講習会等の各種行事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、霧島市消防局消防局長（以下「局長」という。）が適当と認める行事

2 前項の行事は、営利を目的としないものとする。

### （貸出しの対象団体）

第3条 AEDの貸出しの対象となる団体は、第2条に定める行事等を主催する団体とする。

### （貸出しの要件）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする団体は、原則として消防機関等が実施する普通救命講習を修了する等、基本的な心肺蘇生処置の知識を有する者を配置させるものとする。

### （貸出しの期間）

第5条 AEDの貸出期間は、借用申請書の期間とする。ただし、局長が特別な理由があると認めた場合は、期間を延長することができる。

### （貸出しの申請）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする団体の代表者は、自動体外式除細動器（AED）借用申請書（第1号様式）により申請するものとする。

### （貸出中の維持・管理）

第7条 局長は、貸出しを受けた者に、AEDを常に良好な状態で保管させるとともに、機器の特殊性に配意した管理に努めさせるほか、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) AEDを、使用説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

### （実績報告）

第8条 局長は、貸出しを受けた者に、AEDを使用した場合、自動体外式除細動器（AED）使用報告書（第2号様式）を提出させるものとする。

(費用の負担)

第9条 AEDの貸出しは、無償とする。

(損害賠償)

第10条 局長は、貸し出しを受けた者が、当該AEDを故障させ、破損させ又は紛失したときは、自動体外式除細動器（AED）破損・損傷・紛失報告書(第3号様式)を提出させるものとする。この場合において、貸出機器と同種のもの又は相当と認める金額を、賠償させることができる。

(損害賠償責任)

第11条 局長は、AEDの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成21年11月19日から施行する。